

令和5年正ノ木祭出店規約

■募集内容

1、申込資格

正ノ木祭中4日間出店できる方。（5月2日～5日）

※遊亀通りは3日間出店できる方。（5月3日～5日）

2、募集小間数

稲積神社境内・遊亀公園内・一蓮寺境内 200小間程度（先着順）

遊亀通り 50小間程度（先着順）

3、申込方法

正ノ木祭実行委員会所定の申込関係書類に必要事項を記入し、申込先に持参または郵送により申込むものとする。

※電話での申込みは一切受付しない。

※正ノ木祭実行委員会へ申込される場合は三寸店舗又は、それに準じる形での出店は出来ません。詳細は電話にてお問い合わせください。

4、申込先

「稲積神社・正ノ木祭実行委員会」 〒400-0865 山梨県甲府市太田町10-2
電話 055-233-5573 FAX 055-226-0787

5、申込期間

令和5年2月27（月）～令和5年3月6日（月）

午前9時～午後5時

6、申込関係書類

①正ノ木祭出店申込書（様式第1号）

②誓約書（様式第2号）

③正ノ木祭出店者名簿（様式第3号）

④営業補助者表（様式第4号）

⑤同意書（様式第5号）

⑥身分証明書類

1枚（出店者・営業補助者の運転免許証の写し、又は保険証の写し、又は住民票）

⑦証明用写真（写真入り身分証明書のない方）

1枚（三分身、正面、脱帽、サングラス着用不可、サイズ：縦3cm×横2.4cm）

⑧保健所提出書類（提供食品の概要・テント内の配置図）

⑨新型コロナウイルスワクチン3回目接種証明書または陰性の検査結果のコピー（全員分）

※⑨はワクチン・検査パッケージ制度を参考に正ノ木祭に来場される方・出店者の安全・安心のため実施いたします。

ワクチン接種証明書を選択される場合は申し込みと同封ください。検査結果を選択される方は、PCR検査の有効期限は3日以内となりますので4月30日以降・抗原検査の有効期限は1日以内となりますので5月1日以降の検査結果を5月2日にご持参ください。出店許可証については申込時に必要書類が揃っていて正ノ木祭実行委員会が審査し出店を認めた場合は事前に発送いたします。検査結果を選択の場合は当日、検査結果を提出後発行いたします。提出されてない方がいる場合未提出者の営業参加禁止または出店取消といたします。出店取消の場合の出店料は返還されません。

■ 出店条件

1、出店期間

令和5年5月2日（火）～5月5日（金）まで

※遊亀通りの出店は3・4・5日の3日間

2、出店時間

午前10時～午後6時（遊亀通り 午前10時～午後5時）

※遊亀通り以外は午後6時営業終了・午後7時片付け完了

※最終日は午後5時までとする。

3、出店場所

稲積神社境内・遊亀公園内・一蓮寺境内・遊亀通りの指定の場所

4、小間の大きさ・出店品目数

間口約2間（3.6m）×奥行約1.5間（2.7m）

※出店場所により変動があります。

各小間3品目までの販売とする

【例 焼き鳥（ねぎま・皮・肝）・焼きそば・ソフトドリンク】

【例 お好焼・綿菓子・かき氷】

※酒類販売は禁止

※その他 詳細については別紙参照

5、出店小間数

1出店者につき、原則2小間までとする。

6、出店費用

出店費用については、申込先の方法によって許可証発行前の所定期日までに納入しなければならない。また、許可証発行後においては出店費用の返還は行わないものとする。

【出店料（稲積神社境内・遊亀公園内・一蓮寺境内）】

・1小間 40,000円（ゴミ処理料、電力コンセント2口付き）

※電力に制限があるので1000ワット以上の使用者は発電機を持参すること。

※水道水が必要な場合は各自運搬し、雑排水についても出店者が各自処分する。

※4・5・6日の朝ゴミ収集車が来るので、甲府市の分別方法に従い分別後、指定された場所へ前日の夜までに出すものとする。

【出店料（遊亀通り）】

・1小間 30,000円（ゴミ処理料、電力コンセント2口付き）

◎交通規制時間

3日 10:00～19:00（18:00～19:00 撤去・搬出）

4日 10:00～19:00（18:00～19:00 撤去・搬出）

5日 10:00～18:00（17:00～18:00 撤去・搬出）

※遊亀通りへの出店者は交通規制時間内の出店・準備・撤去・搬入・搬出とすること。

※道路の交通規制外にはいかなる理由があろうとも通行車両、通行者の妨げをしてはならない。又、警察官や正ノ木祭実行委員の指示に従うこと。

※電力の使用者は発電機を持参すること。

※水道水が必要な場合は各自運搬し、雑排水についても出店者が各自処分する。

※4・5・6日の朝ゴミ収集車が来るので、甲府市の分別方法に従い分別後、指定された場所へ前日の夜までに出すものとする。

7、小間割

正ノ木祭実行委員会にて決定する。

8、小間の設置等

備品等の準備、撤去は出店者が行うものとする。

備品等の準備、撤去については、次のとおりである。

【準備・撤去】

・準備 5月2日午前5時30分～

・撤去 5月5日午後5時～

【車輛等での物品の搬入・搬出】

午前5時30分～午前8時30分まで

※2日の準備搬入は午前9時まで、最終日の撤去搬出は午後5時以降とする。

※公共の場所への車輛進入には細心の注意を払うこと。

※遊亀通りへの出店者は交通規制内の準備・撤去・搬入・搬出とすること。

※道路の交通規制外にはいかなる理由があろうとも通行車輛、通行者の妨げをしてはならない。又、警察官や正ノ木祭実行委員の指示に従うこと。

※神社境内・遊亀公園内・一連寺境内への搬入車両は正ノ木祭実行委員会発行の確認表を車両の見えるところへ掲示すること。確認表が無い車両は敷地内へ進入は禁止とする。

9、出店許可等

○出店許可については、書類審査および出店費用の納入を確認した上で、許可証を交付するものとする。

○出店申込と異なる出店を行った場合は、許可を取り消すことがある。

○小間の転売、転貸、名義貸しおよび虚偽の申請等の不正ならびに不法行為を行った場合は、許可を取り消すものとする。

○許可証のない場合は、出店を認めないものとする。

○暴力団関係者の出店は認めないものとする。

10、その他の留意事項

○保健所提出書類と正ノ木祭出店申込み書類は、正ノ木祭実行委員会で取り纏める。

○その他、出店に必要な各機関への申込みは出店者が行うものとする。

○各出店者は各小間にゴミ箱を準備することとする。

○公園内の清掃、小間の清掃およびゴミの処理は、出店者が行うものとする。

○6日の午前5時より行われる公園の清掃活動には、各小間1名参加すること。

○テント、ガス等出店に必要な備品は出店者が準備するものとする。

○水道は正ノ木祭実行委員会で指定された場所を使うこと。

○火気を使用する場合は必ず消化器を小間店舗に備え付け、いかなる理由があろうとも過失を犯してはならない。

○会場内においては、飲酒・賭博およびその他の類似行為をしてはならない。

○食品を取り扱う場合は、衛生管理を徹底すること。

○商品の販売価格は、市販価格を基準とした適正な価格設定を行うこと。

○小間店舗の装飾は、正ノ木祭の美観に配慮しなければならない。

○災害、盗難、出店許可の取り消し等による損害については、稲積神社並びに正ノ木祭実行委員会は一切の責任を負わないものとする。

○参拝者及び出店者間のトラブル、迷惑行為や暴力行為を起こしてはならない。

○正ノ木祭実行委員会、警察、消防、公園緑地課、保健所の指示等については従わなければならない。尚、出店に当たっては、適用される法令を必ず厳守すること。

○指定場所以外への駐車は認めない。

○「様式第1号、(6)使用車輛台数」の小間使用数は、小間範囲内で使用する場合のみ記載する。使用しない車輛の駐車場は各自で準備する。

○申込関係書類が不足の場合はコピーして使用すること。

○「様式第3号」の使用車両について各小間1台までとする。使用車両は搬入・搬出の際にフロントガラスの見やすい場所に実行委員会発行の搬入確認票を掲示すること搬入確認票のない車両の敷地内の侵入は禁止とする。

1 1、正ノ木祭の開催に関して

- 新型コロナウイルスの感染が拡大し開催が困難と判断された場合（蔓延防止重点処置・緊急事態宣言等または、近々の世情を鑑みて正ノ木祭実行委員会が判断）は、正ノ木祭において出店が中止になる場合がある。開催中止の場合の出店料は返還いたします。
- 遊亀公園リニューアル工事のため出店場所の変更がある場合があります。

1 2、新型コロナウイルス感染拡大防止対策ガイドライン

令和5年 正ノ木祭の出店に際しては以下の新型コロナウイルス感染拡大防止対策を遵守し実行する。

① 飛沫の抑制

飛沫が発生するおそれのある行為を抑制するため、適切なマスクの正しい着用や大声を出さないことを周知・徹底し、そうした行為をする者がいた場合には個別に注意する。

② 手洗・消毒

こまめな手洗いや手指消毒の徹底を促す。

③ 飲食の制限

飲食販売に関して敷地内は全面飲食禁止としテイクアウトのみとする。また、敷地内にて飲食を行うものがある場合は注意する。

飲食提供者は不織布マスクを着用（フェイスシールドのみは不可）

④ 出店者（補助者も含む）はゴム手袋着用し、直接の授受は避けトレイなどを用いる。

⑤ 出店者（補助者も含む）は毎日検温し体調管理に留意する。体調がすぐれないまたは発熱がある者は当日の営業はさせない。体調不良のものが営業している場合は即刻営業停止とし出店取消とする。その際の出店料は返還されない。

⑥ コロナ対策において用意する物

- ・ 飛沫防止ビニールシートまたはアクリル板
- ・ 金銭やり取り用トレイ
- ・ 不織布マスク
- ・ 使い捨て手袋
- ・ アルコール消毒液 2 個（お客様用・出店者用）

※⑥コロナ対策において用意する物は出店者が準備する。

令和5年正ノ木祭実行委員会
会長 藤本 浩 様

申込者
〒

住所

氏名

印

連絡先 電話番号

携帯番号

正ノ木祭出店申込書

下記のとおり、正ノ木祭への出店を申し込みます。

- 1、営業時間 令和5年5月2日(火)～5月5日(金)の4日間
 - 遊亀通り 10:00～17:00 (3日～5日)
 - 遊亀通り以外 10:00～18:00 (2日～5日)

2、営業種別

(1) 申込区分 (○印をつけること)

- ・ 遊亀通り
- ・ 遊亀通り以外

(2) 名称 (企業・商店・団体名等)

(3) 業種 (○印をつけること)

- 飲食業 ・ 遊技 ・ 工芸品 ・ その他 ()

(4) 販売品目 (各小間3種類具体的に記入すること)

(5) 1店舗としての申込小間数 (○印をつけること)

- 1小間 ・ 2小間

(6) 小間での出店形態 テント ・ 車輦 (車輦は遊亀通りでの出店とする)

(7) ワクチン・検査結果提出区分 (○印付けること)

- ・ ワクチン接種証明
- ・ 検査結果

※1店舗につき申込用紙を提出し、営業補助者がある場合は(様式4号)提出する。
 また、上記の記入欄は全て記入する。
 ※電力供給のある小間も1000ワット以上の電力を使用する場合は発電機を持参する
 ※駐車場は各自準備する

令和5年正ノ木祭実行委員長
会長 藤本 浩 様

申込者

住所

氏名

印

誓約書

私は、令和5年正ノ木祭への出店にあたり、下記の事項について誓約いたします。

なお、下記の事項に違反した場合は、出店営業開始前後を問わず、出店を認められないことについて一切異議を申し立てません。また、出店営業開始後であっても、直ちに営業を中止いたします。それにより生じた損害の賠償を求めません。

記

- 1、小間の転売、転貸、名義貸しをしての出店営業は一切行いません。
- 2、出店営業にあたっては出店許可証を携帯するとともに、営業責任者並びに営業補助者は身分証明証を常に携帯します。
- 3、私は、暴力団又は暴力団構成員との関わりは一切ありません。
- 4、私は、暴力団又は暴力団構成員からの物品の借用、仕入れ、それらの売上金の納入等を行いません。
- 5、正ノ木祭実行委員会が指定した場所以外への出店を行いません。
- 6、正ノ木祭実行委員会の承認を得ないで、建物、電気、水道、備品等を使用しません。
- 7、出店費用等については、正ノ木祭実行委員会の指示どおり納入します。
- 8、法律で禁止されている物品や、正ノ木祭の品位を損なう物品等の販売をしません。
- 9、ゴミは、毎日処理するとともに、清掃も確実に行います。
- 10、タバコの吸殻、その他火気のあるものは、特定の容器に収納するなど火災予防に努めます。
- 11、拡声器等、周りの店舗の迷惑となる機材は使用しません。
- 12、令和5年正ノ木祭出店規約を厳守します。
- 13、正ノ木祭実行委員会関係者及び警察官等の指示に従います。
- 14、指定場所以外へ駐車しません。
- 15、私が提出した本誓約書等の申し込み関係書類を警察等に提出することに同意します。
- 16、正ノ木祭実行委員会が定めた新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインを遵守します。

正ノ木祭出店者名簿

本籍				写 真
住 所	〒			写真入り身分証明書のない方のみ 三身分 サイズ 縦3cm×横2.4cm 裏に氏名記載
ふりがな				
氏 名				
生 年 月 日	大正 ・ 昭和 ・ 平成 年 月 日生（ 歳）			
職 業				
電 話 番 号				
使用車輛 （ 台）	登 録 番 号	車 名	塗 色	
販 売 品 目 （3種類まで具体的に記入）				希 望 小 間 数
				小間
備 考	営業補助者について、別添「営業補助者名簿」のとおり身分証明書（運転免許証の写し、また住民票）を添付すること 写真入りの身分証明書があるかたは名簿の写真貼付はいら ない販売品目の変更や出店場所の変更等のお願いすること もございますのであらかじめご了承ください。			

営業補助者表

出店申込者氏名

番 号	ふりがな	住 所
	氏 名	
	生年月日（歳）	
連絡先電話番号		
	ふりがな ----- 氏 名 ----- 大正・昭和・平成 年 月 日生（ 歳）	住 所 ----- T E L
	ふりがな ----- 氏 名 ----- 大正・昭和・平成 年 月 日生（ 歳）	住 所 ----- T E L
	ふりがな ----- 氏 名 ----- 大正・昭和・平成 年 月 日生（ 歳）	住 所 ----- T E L
	ふりがな ----- 氏 名 ----- 大正・昭和・平成 年 月 日生（ 歳）	住 所 ----- T E L

注1 身分証明書（運転免許証の写し、また住民票）を添付すること

注2 営業補助者が未成年（20歳未満）の場合は、保護者の同意書を添付すること。

注3 期間中は、身分証（運転免許証・住民票・学生証）を携帯すること。

注4 上記記入欄は全て記入すること。

※表が不足の場合はコピーしてご使用ください。

令和5年正ノ木祭実行委員会
会長 藤本 浩 様

ふりがな

保護者氏名

印

同意書

この度、私の (歳) が、正ノ木祭実行委員会 様の
正ノ木祭出店者営業補助者として稼働することに同意します。

記

1、保護者

住 所 _____

職 業 _____

氏 名 _____

続 柄 _____

電話番号 _____

2、稼働者

住 所 _____

職 業 _____

氏 名 _____

生年月日 平成 年 月 日生 (歳) _____

電話番号 _____

保健所提出書類

テント内の配置図（机、ガス、流し台、冷蔵設備など）

